

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「信じるこことっていうのは僕にとっては希望なんです」本田圭佑が自分を信じるこことの大切さを教えてくれました。サッカー選手として走力が不足していた弱い自分一人走り続けました。「谷がないと山の喜びは感じられない」と語り、誰もが落ち込むような逆境を成長のチャンスと切り替える思考法は今の閉塞感に漂う多くの人に必要なものです。特にリーダーはビッグマウスと言われるくらいの高い理想を掲げて、摩擦を恐れず突き進まなければ、状況は変えられません。

私の書棚より

○課題をみつけたらすぐに企画書を書くこと、必要に応じて何度も何度も書き直すこと

○まちを少しでも楽しくするために活動するコミュニティを現地に生み出すことができれば、その人たちは自ら楽しみながら、そして信頼できる仲間をつくりながら、まちを少しずつ変えていってくれる。

「コミュニティデザイン」
山崎亮著 学芸出版社

税務アンテナ

□東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた場合の雑損控除や所得税の軽減免除は、平成 22 年分又は平成 23 年分のいずれかを選択して適用できます。その年の所得金額から控除できない雑損控除は、翌年以後 5 年間に繰り越して控除できます。
また、災害関連の支出をした金額はその支出した日の属する年分の控除対象ですが、災害があった年の翌年 3 月 15 日以前に支出した金額も災害があった年分の損失金額とすることができます。損失額は住宅や家財の取得価額から減価償却費を差し引いた金額に被害割合を乗じて計算しますが「合理的な計算方法」でも計算できます。

□一般課税である消費税課税業者は、その課税期間における課税売上割合が 95 % 以上の場合には、課税仕入れに係る消費税額を全額控除することができましたが、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、課税売上高が 5 億円超の場合には、課税売上割合が 95 % 以上であっても仕入控除税額の計算は個別対応方式か一括比例配分方式にいずれかにより行うことになりました。このため個別対応方式を採用する場合には全ての課税仕入れを①課税売上にのみ対応するもの②非課税売上にのみ対応するもの③課税売上・非課税売上に共通して対応するものに区分して経理することになります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日)
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 24年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 24年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告 (年末年始につき1月4日)

31日	○ 12算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき29日)
-----	------------------------------------